		二　学級数急減補正	小学校費 中学校費	学級数 学級数

定める率とを合算した率を令和２年人口で除して得た率（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

｛（B－A）×0.9＋（C－B）×0.6＋（D－C）×0.3｝／A

（B－A）、（C－B）又は（D－C）が負数となるときは、それぞれ０とし、AがB、C又はDのいずれよりも小さくない場合にあつては、（B－A）、（C－B）及び（D－C）は0とする。

算式の符号

A　当該市町村のその年の５月１日現在における小学校若しくは義務教育学校の前期課程の学級数又は中学校、義務教育学校の後期課程若しくは中等教育学校の前期課程の学級数（当該年度の５月１日現在において公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律第３条第１項及び第２項（中学校費にあつては、標準法改正法附則第２条第１項の規定により読み替えて適用する標準法改正法による改正後の公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員数の標準に関する法律第３条第２項）並びに公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律施行令第１条に規定する学級編制

		二　学級数急減補正	小学校費 中学校費	学級数 学級数

定める率とを合算した率を平成27年人口で除して得た率（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

｛（B－A）×0.9＋（C－B）×0.6＋（D－C）×0.3｝／A

（B－A）、（C－B）又は（D－C）が負数となるときは、それぞれ０とし、AがB、C又はDのいずれよりも小さくない場合にあつては、（B－A）、（C－B）及び（D－C）は0とする。

算式の符号

A　当該市町村のその年の５月１日現在における小学校若しくは義務教育学校の前期課程の学級数又は中学校、義務教育学校の後期課程若しくは中等教育学校の前期課程の学級数（当該年度の５月１日現在において公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律第３条第１項及び第２項（小学校費にあつては、標準法改正法附則第２条第１項の規定により読み替えて適用する標準法改正法による改正後の公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員数の標準に関する法律第３条第２項）並びに公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律施行令第１条に規定する学級編制